

議 事 録

会議名	平成29年度第2回寒川町個人情報保護制度運営審議会会議 平成29年度第2回寒川町情報公開制度運営審議会会議		
開催日時	平成29年12月18日（月）14:00～16:10		
開催場所	寒川町役場3階 議会第2会議室		
出席者名、 欠席者名及 び傍聴者数	委 員：中島、飯野、入澤、川島、坂元（欠席：齋藤） 事務局：小島（総務部長）・戸村（総務課長）・鳥海（総務課行政総務担当主査）・ 高橋（総務課行政総務担当主査） 傍聴者数：1名		
議 題	第1号 議事録承認委員の指名 第2号 寒川町個人情報保護条例第36条第2項の規定に基づく個人情報保護 制度の運営に関する重要事項に関する諮問 第3号 個人情報取扱事務登録簿登録の報告 第4号 その他		
決定事項	第1号 中島会長・坂元委員に決定。 第2号 諮問のとおり承認、ただし付帯意見あり。 第3号は報告案件のため決定事項はなし。		
公開又は 非公開の別	公開	非公開の場合その理由 (一部非公開の場合を含む)	
議事の経過	別紙のとおり		
配付資料	資料番号1：諮問案件及び資料 資料番号2：個人情報取扱事務登録簿登録の報告		
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	中 島 幸 雄 坂 元 誠 一（平成30年1月31日確定）		

議 事 の 経 過

1. 開会 戸村総務課長

2. あいさつ 小島総務部長
中島会長

※ 事務局より、欠席委員の報告とともに、寒川町個人情報保護制度運営審議会規則及び寒川町情報公開制度運営審議会規則第3条第2項に基づき、委員総数6名中5名の出席により会議の成立要件を満たしていること、傍聴希望者が1名いることを報告。

寒川町審議会等の会議の公開に関する規則に基づき、傍聴者の入室を出席委員全員が了承。

(傍聴者入室)

3. 議題

第1号 議事録承認委員の指名

委員名簿の順により、今回の担当委員として中島会長及び坂元委員を決定した。

第2号 寒川町個人情報保護条例第36条第2項の規定に基づく個人情報保護制度の運営に関する重要事項に関する諮問

【説明】 事務局より資料に基づき説明(資料番号1)。

【質疑】 (凡例) ※ : 委員、 → : 事務局

※ 改正案の第2条第1号アについて、入れ子のように、3段階の括弧がついていて非常にわかりづらい。条例なので、住民が見て内容をきちんと理解できることが大事。括弧のところは定義規定なので、別の条文にしてもよいのではないか。特に今回は、法律の改正に伴う重要な個人情報の定義の変更があるので、そこがわかりやすく表示されることになり、条文の構造としても理解しやすくなる。

→ 第2条の中で別の条文にできるかどうか検討する。

※ 一般に、物を書くときには大括弧、中括弧、小括弧と使い分ける。法令用語の世界では、括弧の使い分けについて何か決まりはあるか。

→ 法令では括弧の使い分けというのは無い。誰が読んでも同じ理解になるようにするため難しく書いた部分はある。規定の仕方を変えることでわかりやすくなる場合もあるので、検討する。

※ 改正案の第2条第2号では、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第3項を引用し、第3号では同じ法律の第4条を引用していて、これもわかりづらい。この審議会では資料集があるのできちんと内容を把握することができたが、住民はウェブページか六法でこの法律を一々見ないと、中身を正確に把握でき

ない。もし、元の法律が条ずれしたらまた直さなければならない。内容について異論は無いので、条例の中で完結するように表現した方がよいと思う。

→ 条例の中で完結するようにした場合、個人識別符号は全部列記する形になる。名称が変わったり、増えたりしたら改正しなければいけなくなり、改正も頻繁になる。条例は手続き的に簡易にできるものではないので、載せるとしても、施行規則に委任して、施行規則に列記することになる。ただ、今回の改正は法令で定めているものと同じ内容にすることなので、もし法令に改正があっても自動的に条例も変わるようになるので、直接法令を引用する形をとっている。

※ 特に第2号は、「第2条第3項に規定する個人識別符号をいう」と書いてあり、中身の説明は全く無い。全部を条例の中に取り込めということではなく、わかりやすさとして、何らかの工夫ができないかと思う。

※ 改正案の第2条第1号アの電磁的記録の定義について、情報公開条例での電磁的記録の定義と調整しているか。

→ 情報公開条例の定義では、電磁的方式という言葉は入っていない。今回の改正案は法令を参考にしてしているので表現に若干の違いはあるが、内容は変わらない。

※ 住民からすると、1つの単語について、条例によって定義が違うというのはわからないので、調整しておいてほしい。また、改正案の第7条の中に「記述等」とあるが、「等」を使わないで細かく説明することはできないか。

→ 「記述等」だけで読むのではなく、第2条第1号アで定義を加えた部分のことなので「氏名、生年月日、その他の記述等」という形で読んでいただきたい。

※ 改正案の第10条第2項第3号の中に「やむを得ない必要があると認めて」とあり、前回の審議の中でも恣意的にならないようにと付帯事項を入れたと思うが、どんな場合を想定しているのか。

→ 収集の制限と同じ解釈で、地震や火災、災害などのときに人の生命や財産を保護する必要がある場合を想定している。

※ 今までオンライン結合は全て審議会に諮問していて、そのくらい個人情報保護のために重要と考えられていたが、その部分が少し軽減されるということで理解している。

※ 改正案の附則の準備行為の規定について、施行日とのタイムラグが理解できないので説明してほしい。

→ 改正案を3月議会に上程した場合、公布日は3月末になる。準備行為の規定は、公布日から施行日までの間に、要配慮個人情報を取り扱うための諮問をしてよいという規定である。準備行為をなしとすると、諮問していない要配慮個人情報があった場合、施行日に条例が変わったら取り扱えなくなって事務が滞ってしまう。

※ 施行規則についても細かく確認しているのか。例えば、改正案の第10条第2項第2号に「本人の同意に基づき提供するとき」とあるが、施行規則の中に、本人の同意をどういう形をとるかについて規定があるのか。又は第3号の緊急かつやむを得ない場合について、どの段階で判断するかということの規定しているのか。

→ 第10条第2項第2号及び第3号は、施行規則に委任をしていないので、施行規則の中に規定はない。本人の同意については、申請書に同意欄を設けて同意してもらい、又は別に同意書を出してもらおうという形が多い。事務の流れの中でのやりや

すきもあるので、そこまで施行規則の中で定めていない。

※ 改正案の要配慮個人情報の定義と行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第4条の定義は違うということか。

→ 今まで条例で定めていたものを残す形にしているので、見比べると違うが、政令に委任している部分は同じになる。

答申案についての意見・採決

中島会長が各委員に本案の賛否を諮ったところ、各委員とも付帯意見を付して本諮問案を承認する考えを示したので、議第第2号は、次の趣旨の付帯意見を付することを条件に諮問のとおり承認することに決した。

答申案への付帯意見について

- ・ 条文の読みやすさを確保すること。
- ・ 情報公開条例との文言の整合性を確保すること。
- ・ オンライン結合に係る改正について、恣意的に解釈されることのないよう留意すること。

答申書の取扱いについて

本日の質疑及び意見を踏まえて答申(案)を事務局に作成させ、会長が監修し、答申書を確定する旨、会長が諮ったところ、各委員了承した。

第3号 個人情報取扱事務登録簿登録の報告

【説明】 事務局より資料に基づき説明(資料番号2)。

【質疑】 (凡例) ※ : 委員、 → : 事務局

※ 登録簿の未登録が判明した経過はどのようなことだったのか。

→ 事務を開始した時点では、所管課で事務の体制が整っておらず、その後、事務の体制が整った時点で、登録簿の手続きをしていなかったことを発見したと聞いている。

※ 利害関係者は自分の個人情報を見たいと思ったときに、まず登録簿を見る。登録簿に登録していないから不存在だとなれば大変なことになる。今回、総務課長から注意したということだが、次回もし登録が遅れたようなことがあったときは、会長の職権で所管のセクションの責任者をこの会議の場へ呼んでもらいたいと考えている。

※ 今回は新規登録2件だけというのが逆に気になるが、登録漏れのようなものはほぼ見つかったということか。

→ 条例や規則を改正するとき個人情報の取扱いに漏れないようチェックシートで確認している。これまでもいくつか条例規則等の改正はあったが、登録簿に変更等が生じるような改正は無かった。

第4号 その他

- ① かながわ市民オンブズマンからの要望書について
本要望書に対する結論を出すには時期尚早であるため、事務局が引き続き当該団体についての資料、要望書に記載されている最高裁判例についての資料及び他の自治体の対応状況を収集・把握し、委員に提供することとし、今後の対応は次年度の審議会へ委ねることとした。
- ② 寒川町情報公開制度運営審議会委員（兼）寒川町個人情報保護制度運営審議会委員の募集について
事務局より任期満了に伴う公募委員の募集を行う旨を報告した。
- ③ 会長より、委員任期が今年度3月末をもって満了となることについて、これまでの委員各位の審議会運営への協力に対して謝意が表明された。

4. 閉会

以 上